

28 新大研第 210 号
平成 28 年 7 月 26 日

各 学 系 長
医歯学総合病院長
各 研 究 所 長 殿
各 機 構 長
各 本 部 長

新潟大学理事(研究担当)

高 橋 均
(公印省略)

平成 29 年度科学研究費助成事業に係る応募資格の取扱い等について（通知）

平成 29 年度科学研究費助成事業に係る応募資格等については、文部科学省等が定める公募要領のほか、下記の点に留意し、手続きについて遗漏のないようお取り計らい下さい。

記

退職者又は退職が予定されている者の応募について

1. 「既に本学を定年退職した者」又は「現在、本学の教育職員であるが、定年退職までの期間内に科学研究費助成事業の研究課題が完了しない者」については、各部局において、研究者としての諸要件を満たしていることを当該部局長が確認した場合には、科学研究費助成事業への応募資格を認めるものとします。

なお、研究者としての諸要件とは、「研究に従事することが適切である職位又は称号を有すること」、「研究場所が確保されていること」及び「研究上何らかの事故が発生した場合の保障がなされること」といった、本学常勤の教育職員と同等の研究環境が整備されていることをいいます。

科学研究費補助事業の経費により雇用される者の勤務時間管理について

2. 科学研究費助成事業の経費により雇用される者については、当該科学研究費助成事業の他に主たる雇用元がある場合は、主たる雇用元の勤務時間外で当該科学研究費助成事業に従事することが雇用の前提となるため、研究代表者及び当該被雇用者は、業務のエフォート及び時間管理を徹底してください。

本件担当 研究企画推進部研究推進課
科研費担当：諸橋・中村 内線 5457